

平成26年 第2回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成26年2月21日（金） 午後2時00分開会
午後5時00分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
2	「摂津市長の権限に属する事務の補助執行の件」	承認
3	「摂津市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例原案承認の件」	承認
4	「摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例原案承認の件」	承認
5	「摂津市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」	承認
6	「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件」	承認
7	「校長採用内申の件」	承認
8	「校長配置換内申の件」	承認
9	「教頭採用内申の件」	承認
10	「教頭異動内申の件」	承認
11	「市籍指導主事等退職の件」	承認
12	「市籍指導主事等割愛の件」	承認

出席者

委員 長 委員長職務代理者	大矢優子 福元 実	次世代育成部次長 兼教育センター所長	若狭孝太郎	学校教育課長代理 こども教育課長代理	野本憲宏 橋本登喜子
委員	齊藤公男	学校教育課長	岡部寿子	生涯学習課長代理	
委員	山手知榮子	学校教育課参事	撰田裕美	兼安威川公民館長	辻 稔 秀
教育 長	箸尾谷知也	児童相談課長	谷田 学	文化スポーツ課長代理	飯野祐介
教育総務部長	山本和憲	こども教育課長	小林寿弘	子育て支援課長代理	古賀順也
次世代育成部長	登阪 弘	文化スポーツ課長	日垣智之	総務課長代理	鈴木 誠
生涯学習部長	宮部善隆	生涯学習課長	柳瀬哲宏	総務課総務係員	関本敏晴
		総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	木下伸記		
		子育て支援課参事	中村実彦		

委員長

ただいまより、平成26年第2回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は山手委員ですので、よろしく申し上げます。

本日の議事進行につきまして、各委員にお諮りします。本日の付議事件は11件ございますが、議案第7号から議案第12号につきましては、教職員の人事に関する案件であります。これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず議案第2号から議案第6号を審議し、続いて4. 報告事項より以降の報告をすべて終えた後に暫時休憩をとりまして、引き続き秘密会を宣言し、議案第7号から議案第12号について関係部課長の出席を求め再開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第2号「摂津市長の権限に属する事務の補助執行の件」について、総務課長より説明をお願いいたします。

総務課長

議案第2号「摂津市長の権限に属する事務の補助執行の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はありませんか。

障害福祉課の一部の事業が教育委員会事務局に移管するということだと思いますが、すべての業務についてではなく一部の業務に限られるのでしょうか。障害者手帳の申請手続き等についてはどうなるのでしょうか。

子育て支援課長

障害者手帳の申請手続き等については、現行のとおり障害福祉課で行うものでございます。

委員長

私の周りで障害のあるお子さんをお持ちの方がおられますが、お

子さんの将来に不安も持っておられます。教育委員会としても一つの課の中で連携が取れるということは、市民の方々に対しても大変わかりやすく良いと思います。

この件につきまして、他にご質問がございませんので、議案第2号「摂津市長の権限に属する事務の補助執行の件」は承認いたします。

委員長

では、議案第3号「摂津市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例原案承認の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第3号「摂津市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例原案承認の件」につきまして、ご説明を申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

ご意見・ご質問等がございませんので、議案第3号「摂津市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例原案承認の件」については、承認いたします。

続いて、議案第4号「摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長

議案第4号「摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、ご説明を申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、何かご意見等はございますか。

事業内容が今後具体的に決まれば、条例や規則に細かい変更があるのでしょうか。

子育て支援課長 市議会にも同内容を上程しておりますので、議決を受けて規則の改正案についても作成を進め、予定では5月の定例教育委員会会議にてお示ししたいと考えております。

委員長 他にご質問等がございませんので、議案第4号「摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例原案承認の件」については承認といたします。

次に、議案第5号「摂津市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」について、子育て支援課長より説明をお願いします。

子育て支援課長 議案第5号「摂津市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」についてご説明を申し上げ、承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

教育長 今回提案させていただいた内容について、何がどう変わるのかということについて、もう少し説明をしてもらいたいと思います。

委員長 医療費の自己負担額を助成するというということですね。

子育て支援課長 現行制度での乳幼児医療費の自己負担額は1回につき500円、1ヵ月1医療機関につき2回までご負担いただいております。医療保険で乳幼児の方は2割負担になりますが、2割負担から500円を差し引いた金額を市が助成しております。これを小学生以上の方にも適用するものでございまして、小学生以上は現在3割負担になっておりますが、3割負担から500円を差し引いた金額を市が助成させていただくこととなります。

教育長 入院に対する助成は従前から中学3年生までを対象としておりますが、通院については就学前の子どもに対してのみ助成しております。今回は通院についても中学3年生まで助成しようという方向

性は決めたのですが、差し当たっては小学校6年生までを助成させていただくことになっております。小学校1年生から6年生までを今回新たに助成させていただく部分については、所得制限を設けたいというのが今回の提案内容でございます。

委員長

他に何かご意見等はございますか。特にございませんので、議案第5号「摂津市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例原案承認の件」については、承認とします。

次に、議案第6号「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件」について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

議案第6号「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件」について、ご説明を申し上げ承認を求めるものでございます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたがご質問等はございませんか。

齊藤委員

調査の分析結果が詳細に示されていますが、そこから見える課題や教育委員会としての今後の取り組みに関する記述がありません。昨年度の大阪府で実施された調査では、その分析結果として3つの事項を柱に児童生徒の体力向上に向け取り組むということが示されました。今年度の調査結果からは、どのようにお考えでしょうか。

学校教育課長

齊藤委員からご指摘があった内容を十分検討してまいりまして、ホームページ等に掲載したいと考えております。担当者を集めての説明会を設けまして、現場の教員がどのように捉えているかということも含めて考えていきたいと思っております。補足ではございますが、平成25年度につきましては、子どもの体力向上に資する授業づくりということで、教員の指導力向上に向けた研修を行っております。また、本市における教員の研究団体であります市教研の体育部では、授業づくり研修として研究授業を3回、実技研修を2回など、齊藤委員におっしゃっていただいた教員の指導力向上に向けても

取り組んでおります。

また、大阪府が実施しているドッジボール大会であったり、ジャンプアップ大会といった大きなイベントへの参加を通じて子どもたちの体力づくりに向けた取り組みを行っているところでございます。

山手委員

なかなか伝わりにくいことだと思いますが、子どもたちの成長の一環を担っておられるご家庭の方に向かっての声掛けと言いますか、何か伝わるような文言が入ったらより良いものになるのではないかと考えておりますがいかがお考えでしょうか。

学校教育課長

山手委員がおっしゃっていただいたことも踏まえて検討したいと思っております。鳥飼西小学校が学校のホームページで、学校の体力・運動能力調査結果をまとめたものを掲載しております。そこにはご家庭への呼びかけ等も併せて記載しております。そういった各学校からの発信というのも一つの手法かと考えております。

委員長

NPO法人で摂津総合型地域スポーツクラブのせつつウィングスの方と先日お話しする機会がございました。そこではいろんなスポーツ教室を実施されておられまして、その中の一つに小学生を対象にした子ども体操教室が別府小学校体育館で毎週月曜日の夕方に実施されておられます。小学校1年生から2年生のクラスで10数名登録されておられて、運動の苦手な方が参加されているようです。やはり運動が苦手になってしまうと、運動が嫌いになってしまう子どもが多いと思っておりますので、そういったところと連携して何か良い対策ができたらと思っております。

それと、発達障害を持つ子どものためのスポーツ塾が大阪市にあります。チットチャットという団体がございまして、そこでは、一人の子どもに対して指導者がマンツーマンで指導をしてもらえるので、運動の苦手なお子さんに楽しく運動を教えるといった取り組みがされているようです。そちらの団体の方が先日講演をしてくださったのですが、運動の嫌いな子どもは居ないと、その子に合わせてやればいろいろと楽しくなって、そこからコミュニケーションが取れるようになるということでした。とても良いお話でしたので、本市でもそういう方をお招きして指導の仕方についてアドバイス

を頂戴するといったことも考えられますので、今後そういったこともご検討いただければと思います。

教育長

今回の調査にもあります反復横跳びやシャトルランといったものにつきましては、全員がすべてそうではないと思いますが、どれほど真剣に受けているかということも考えられます。本当に一生懸命やっているのか、テストや調査を実施する時の子どもたちの様子や雰囲気といったものも大きく影響しているのではないかと考えております。当然のことながら、結果分析だけではなく分析結果から課題を見つけ出して対策についても示すべきだと思っております。現場に近い市町村教育委員会であるからこそ、現場の教員と一緒に対策を考えていきたいと思っております。差し当たっては、今回の結果について公表する必要がありますから、このままの形でホームページに掲載させていただくことになるかもしれませんが、きちんとそういった対策等も含めて修正を加えるところがあればそれを最終的に公表していきたいと考えております。

委員長

今年度は摂津高校をお借りしての体力測定は実施されたのでしょうか。

学校教育課長

今年度は三宅柳田小学校が摂津高校の運動場をお借りしまして体力測定を実施いたしました。

委員長

いろんなお話をお聞きした中でも、子どもたちのモチベーションが非常に上がるので記録等も良い結果につながるということがあります。

教育長

子どもたちにとっても場所も施設も変わりますし、高校の先生にご指導いただけるのですごくモチベーションが上がって結果も良かったと聞いております。今回の全国調査は全員対象の悉皆調査ですが、摂津高校で実施させていただけるのは1校だけです。今後も摂津高校にご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

委員長職務代理者	<p>摂津高校のグラウンドを使わせていただけることについては、三宅柳田小学校だけでなく、比較的近い距離にある摂津小学校や千里丘小学校でも実施したらどうかということを以前もこの会議でお話をさせていただきましたが、実際に実現はできなかったのでしょうか。</p>
教育長	<p>摂津高校の校長先生にお越しいただいた際にその辺りのお話もさせていただきました。お借りできるのは高校の先生がご指導いただける時間で、なおかつグラウンドが空いている時間帯・期間ということですから、お借りできるかどうかは学校のご都合もあります。我々としては他の学校にも広めて実施していただけるとありがたいのですが、その辺りは摂津高校にご協力をいただきながら今後調整していきたいと考えております。</p>
委員長職務代理者	<p>例えば、中学校区で中学校の先生に校区の小学生を指導してもらうということは調整ができれば可能だと思いますが、その辺りも模索いただけたらと思います。</p>
委員長	<p>以前に、三宅柳田小学校と千里丘小学校で記録会を実施したことがあります。例えば、50メートル走などの学校対抗戦が非常に盛り上がったように記憶しております。もし、そういったことができれば学校同士の交流にもなりますので、モチベーションが上がると思います。そういったことも一つの方法として考えていただきたいと思います。</p>
委員長職務代理者	<p>これはあくまで私の考えですが、今回の調査結果を見ますと持久走などの比較的頑張るという種目に落ち込みが大きいように思っております。他の握力や上体そらしといったものは基本的には個人の能力ですからあまり差は出ないと思いますし、実際に全国との差もそう出ていません。子どもたちのモチベーションについては、学力の問題にも直結してくることだと思っております。学力の問題についても、やはり忍耐強く最後まで諦めず頑張るということが重要だと思います。そういうことを徹底して指導していただけたらと考えております。</p>

委員長	<p>他にご質問等はありませんか。</p> <p>特にございませんので、議案第6号「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表の件」は承認といたします。</p> <p>続きまして、4.報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。</p>
総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について説明あり]
委員長	<p>説明が終わりましたがご質問等はありませんか。</p> <p>特に質問がありませんので、次に（2）平成25年度歳入歳出予算案（教育委員会所管分）について、各関係所管課長より報告をお願いいたします。</p>
各関係所管課長	[平成26年度歳入歳出予算案（教育委員会所管分）について、各関係所管課長より説明]
委員長	以上で説明が終わりましたが、ご質問等がございますか。
委員長職務代理者	以前にもこの会議でお話をさせていただいたのですが、児童・生徒の安全対策を考えるうえで通学路の問題は非常に重要なことだと考えております。今回の予算措置はどのようになっているのでしょうか。
子育て支援課	通学路の問題につきましては、教育委員会だけでなく道路担当課や警察といった関係部局も含めて協議を進めております。引き続き協議を重ねまして実現可能なことを検討したいと思っております。新年度に向けては、鳥飼西小学校の通学路である淀川堤防中段の路面改修を進めてまいります。また、交通専従員の配置については、今回新しく建設されるマンションの対応策を考え、配置替え等を検討してまいります。
委員長	安全事業の件ですが、第三中、第四中、第五中学校の校門を遠隔操作で開閉ができるものに改修し、インターホンを設置されます。安全面では非常に喜ばしいことだと思いますが、登校しにくい子どもたちにとって少し遅れてしまうと、そこでインターホンを押さな

いといけないこととなります。そうすると、さらに登校しにくくなる可能性もあるのでその辺りは学校でも十分考えていただきたいと思います。

教育長

遅刻してくる子どもたちには、今回オートロック化に伴って各学校できちんと指導していただく必要があると思います。ただ、このことで欠席者が増えることのないように学校でもきちんと指導してもらいたいと思います。

委員長

中学校給食の予約システムについてですが、近隣他市でもスクールランチ方式が取り入れられているところがありますが、2ヵ月前から予約しないといけないといったことも聞いたことがあります。予約システムを導入する際には、比較的直前まで申し込めるような使いやすいものにしていただきたいと思っております。

総務課長

今現在、保護者の方にも入っていただき中学校給食検討委員会会議を実施しておるところでございます。その中で、保護者の方からはやはり利用しやすい予約システムであってほしいというご意見を頂戴しております。献立については市で作成いたしますが、食材等の発注の関係で予約があまりに直前過ぎますと対応していただける業者が少なくなってしまうということもございます。できる限り多くの方にご利用いただけるように使いやすいシステムを検討していきたいと考えております。

委員長

他にご質問等はございませんか。特にありませんので、続いて(3)小学校給食費の改定について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[小学校給食費の改定について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。質問がありませんので、次に進みます。(4)平成25年度1月までの問題行動等件数について児童相談課長より説明をお願いいたします。

児童相談課長

[平成25年度1月までの問題行動等件数について説明]

委員長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はありませんか。いじめの事案のうち2件はともに誰がやったかわからないが、「死ね」と書かれた紙が机の中に入っていたという非常に良く似た案件です。小学校と中学校でこのように同じような事案があったのは、たまたまでしょうか。
児童相談課長	そのとおりでございます。
委員長	された子どもは非常に傷つくことですので、そういったことがないように願います。他にご意見等はありませんか。
委員長職務代理者	対教師暴力の1番の事案ですが、生徒同士が授業中にじゃんけんをしていて負けた生徒が教諭の頭を叩いたとあります。こんなケースがこの報告に出てきたのは初めてですよね。こういう生徒の遊びが起こる背景としては何が考えられるのでしょうか。
児童相談課長	この学校につきましては、生徒間で流行っているテレビ番組がございまして、その中で出てくる男気じゃんけんというものを真似てこういったケースになったものでございます。何かのためにじゃんけんをして勝った者、あるいは負けた者が何かをするということが流行っていたと聞いております。場合によっては怪我につながりかねないこともございますので、学校としても生徒の遊びということだけで捉えず、今回のケースでしたら授業の受け方等も含めて学校全体で指導をしたと報告を受けております。
委員長	今回のケースを見ますと、罰ゲームが先生の頭を叩くということになっているのでしょうか。
児童相談課長	今回の事案は叩けという指示の罰ゲームとしてではなく、罰ゲームになった時に突然手を出したということです。
委員長職務代理者	突然そうなったとしても、授業規律の問題について、授業中に生徒達がこういう雰囲気にいるということは、その時居合わせた生徒達の指導にとどまらず、この学校全体の授業規律がどうなっているのかということが問われると思います。そういったことまで詰めて

考えていかないといけないと思っております。学校全体なのか、学年全体なのか、学級の中で起きている問題なのか、そういったことを深く考えたうえで指導をしていただかないと、今回の生徒達だけの指導では収まらないと思います。

児童相談課長

学級指導ということで担任から授業の受け方について改めて指導を行い、その後学年全体としての指導を行ったと聞いております。授業規律ということについても、中学3年生の1月といった非常に重要な時期でもありますので、看過できることではないということで指導をしたと報告を受けております。

委員長職務代理者

今後の追跡の方もぜひお願いしたいと思っております。

教育長

子ども同士がじゃんけんをして叩くというのは、一般的によくあることだと思いますが、一つは授業中にやっているということと、もう一つは先生を叩いたということは大きな一線を越えたと思います。たとえ冗談であっても先生を叩くというのは大きく受け止めないといけないことです。もし、今回報告のあったD中学校でこういったことが頻繁に起きているのであれば、ものすごく大きなことだと考えてきちんとした指導をしてもらいたいので、そこは事務局からも指導していきたいと思っております。それと、E中学校で起こった事案で先生の体を2発叩いたとありますが、体のどこの部分ですか。

児童相談課長

体は胸の部分だと聞いております。

教育長

対教師暴力は決して許されるものではなく、きちんとした指導をしていかないと、これをきっかけに学校がどんどん深刻な状況に陥ってしまいますから、指導についてはきちんとしていきたいと思っております。

児童相談課長

学校の方もこの案件は重大なことであると捉えて、単に保護者を呼んで当該の教諭に謝罪をさせるという形で済ませるのではなく、摂津警察の少年係とも連携をして本人に指導をしてもらっております。ここのところ問題行動が続いていたということもございました。

たので、保護者の方も対応について非常に悩んでおられました。そういったことから茨木少年サポートセンターとも連携して訪問指導や保護者からの相談を受ける態勢を取っております。学校では管理職自らも指導に入っておりますし、決して軽いことで済ませず学校全体で大きな問題だと捉えて対応をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

教育長

今年度はAからEまですべての中学校で対教師暴力があったということになります。それは非常に重く受け止めなくてはいけないと思います。いじめの問題もすべての学校で報告がされております。報告があったということは非常に良いことなのですが、やはり無いことが一番ですので、無くなるように今後も取り組みを継続いただきたいと思います。

委員長

他にご意見等はございますか。特にありませんので、(5)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明あり]

委員長

この件については、ご意見等はございませんか。ございませんので、続いて5.その他(1)教育委員会事務局の組織の再編について、教育総務部長より説明をお願いします。

教育総務部長

[教育委員会事務局の組織の再編について説明]

委員長

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員長職務代理者

今お聞かせいただいた中で、現在教育センターが担当されている生徒指導や問題行動を含めた業務については、学校教育課に一元化されるということですが、これについて理由をお聞かせ願いたいと思います。

教育長

今年度において、学校で様々な事故や事案がございました。喫緊な対応が必要なことも考えられる中で、担当課である児童相談課が教育センターにある一方で、私は市役所の庁舎に居ります。そうい

った物理的に離れている状態であったということで迅速な対応が求められる事案に対しても困難な場面があったのが一つの要因です。

もう一つは、学力向上のためには、子どもたちにいかにわかりやすい授業をするかといった教員の授業力向上が必要です。一方、落ち着いた環境で授業が受けられるという生徒指導面での授業規律の確保とは表裏一体のものです。そういう意味では一緒に合わせて対応した方がより効果的・効率的な教育行政が図られるのではないかという判断から今回考えさせていただいたものでございます。

委員長職務代理者 今のご説明で非常によくわかりました。ありがとうございます。

委員長 児童相談課が教育支援課に変わるということですね。

教育長 児童相談課が教育支援課に変わるというよりも、児童相談課のうちの生徒指導に関する業務は学校教育課に移しますが、不登校対応に関する業務はそのまま残します。それ以外の新しい業務として、現在学校教育課が担当しております教職員の授業力向上のための研修に関する業務を移します。小学校英語の取り組みが目前に迫っている状況もありますから、本市といたしましても小学校英語がどう取り組まれているかといった研究も進めなければいけませんし、また、初任者の問題も大きな問題でして、初任者研修もきちんとやっていく必要がありますので、そういった研修・研究を大きな業務として担当する意味で教育支援課を新たに作るというイメージでお考えいただけたらと考えております。

委員長 児童虐待に関する業務はどの部署に入るのでしょうか。

教育総務部長 家庭児童相談室が子育て支援課に移りますことから、児童虐待の対応につきましては、教育総務部の子育て支援課が担当課となります。

教育長 就学前の子育てに関する保護者の方からの相談につきましては、担当課は変わりますが家庭児童相談室が今後も引き続き受けてまいります。それから、そこで相談を受けた子どもさんのケースにつ

いては、小学校・中学校に上がっていても引き続き担当のケースワーカーが担当していくといった形で、できるだけ切れ目のないような支援ができればと考えております。

委員長 教育センター内の教育支援課に不登校対応を残してあるのは、場所的な問題からですか。

教育長 学校に行きづらくなった児童生徒は、現在教育センターにありますパルという適応指導教室に来てもらって活動をしております。そういった面から場所が変わるということもありますが、市役所といったところにはなかなか子どもたちも来にくいのではないかと思います。また、中学生ぐらいになりますと生徒対象のカウンセリングも可能になりますので、そういう意味では臨床心理士の方が教育支援課で児童生徒への対応もしていただけたらと思いますので、教育センターの方で担当いただくものでございます。

委員長 他にご質問等はございませんか。
それでは、次に移ります。(2)平成26年度摂津市教育推進プランについて、次世代育成部次長より説明をお願いします。

次世代育成部次長
兼教育センター所長 [平成26年度摂津市教育推進プランについて説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございませんか。

齊藤委員 ご説明冒頭の今年度改定の趣旨についても、どこかに書き加えていただければと思いますのでご検討をお願いします。

山手委員 齊藤委員と同じ意見でして、総合計画とリンクして随分わかりやすくなったと感じております。あと、別件ですが先ほど拝見いたしました予算の資料等も各課で統一いただき大変見やすくなったのでとてもわかりやすくなったと感じております。今後ともよろしくお願ひいたします。

齊藤委員

平成 26 年度予算と教育推進プランとの関連でお伺いします。施策 2 のスクールソーシャルワーカー等活用事業において、いじめ防止対策の充実に向け、スクールソーシャルワーカーの派遣回数を 35 回から 50 回に増やすとありますが、これは防止対策というよりは、いじめへの対処療法対策のように思います。難しい問題ですが、いじめ未然防止対策についての今後のご検討をお願いいたします。

児童相談課長

今回いただきましたご意見を参考にさせていただいて、文書等も今後修正していきたいと考えております。スクールソーシャルワーカーをどのように活用していじめ防止対策ができるかとなると、一概にそうは言えないケースの方が多いと考えております。やはり、いじめという行動に出る背景には家庭的な部分でありますとか、様々なことが複雑化している部分も考えられます。そういったことを学校の中でも当然組織的な対応として、いじめ不登校対策委員会等を設置して会議をした中で、対応を決めております。ただ、教員のみだけで判断する対応になってしまうとかなり厳しくなる状況もございます。そうなった時に心理の専門家・スクールカウンセラーだけでなく、福祉的な分野でのスクールソーシャルワーカーがその会議の中で位置付けられる中で、違う見かたができるのではないかと考えております。現在、中学校区 3 校で 35 回という回数になっておりますので、回数を拡充いたしまして幅広い視点の中で学校の取り組みを支援していけたらと考えているものでございます。

教育長

補足でございますが、教育推進プランの 20 ページにスクールソーシャルワーカー活用事業の事業内容と目指す目標を記載しておりますが、そこに派遣回数を 50 回と書かせてもらっております。実際は中学校区で 35 回ということですが、全中学校に 1 名ずつですから、35 回を 1 中学校・2 小学校に分かれて行っていただいてトータルで 35 回になるようにしてもらっています。実際にはニーズが非常に高く、本来は 1 回 6 時間となっておりますが、それを 3 時間ずつに分けて回数を増やしていただいております。一方、後ほどご説明しますが、いじめ防止基本方針の中で各学校にいじめ対策委員会というものを設置することが決まりました。現在も各学校で不登校やいじめ対策委員会を作っていただいておりますが、やはり委員会を作ることが決まった以上はスクールソーシャルワーカー

の派遣回数を上乘せしないと、その分そっちに時間を使ってしまうと子どもへの対応が手薄になります。いじめ対策委員会を年5回ぐらい、1学期2学期に2回ずつと、3学期に1回、合計5回やるのであれば、3校分の15回をプラスする必要があるだろうということです。いじめ対策委員会というのが、いじめ防止にどれだけ効果があるかというご質問に対しては、確かにいじめが起きた時に検討する場合がありますが、一つのいじめに対して学校がきちんと対応できれば、次のいじめが防止できるのではないかと思います。いじめへの対応を教員が学び、また子どもたち自身やってしまったことが良くなかったと感じさせることにつながればと思います。それがいじめていた関係の子どもたちだけでなく、周囲にも感じさせることができれば効果があることだと思います。我々教育委員会としても被害者と加害者だけの対応に限らず、それをはやし立てる観衆であるとか、見て見ぬふりをする傍観者へも指導が大事だということを念頭に置き取り組んでおりますので、いじめ対策委員会からクラス全体への指導に効果が出れば、それが次のいじめを防止することにつながるのではないかと考えております。

山手委員

それと関連した質問ですが、具体的にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、あるいは家庭児童相談員、学校の教員の方々のそれぞれの役割分担について少し教えていただきたいと思います。例えば、いじめ事案が起こった時にはそれぞれの役割からどのように児童に対応していただいているのでしょうか。

教育長

今回お配りした資料には、それぞれ役割を分担し連携した支援を行うと書いてございますが、例えば、いじめ事案が起きた時にはケース会議を行います。専門家が必要であればスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に出させていただきますが、基本は管理職・担任・学年担当・養護教諭等に入ってもらいます。そういう方々が起こったいじめに対して聞き取った内容を情報共有します。専門家に入っている場合は専門的な見地からのご発言をいただきます。それから家庭教育相談員はその子の家庭環境や背景といった情報を入れていただきます。スクールソーシャルワーカーと言いますのは、基本的にはワーカーですから、様々な専門家からもらった情報等を分析したり、活用できるいろんな相談機関等の

組織について検討を行い、それぞれの役割を持った方々をコーディネートしていただくのが役割だと私は考えております。

山手委員

いじめだけでなく、不登校対応についても同じような支援になるのですね。詳しい説明ありがとうございました。

委員長

教育推進プランの詳しい内容につきましては、本日配付されたところですので、またの機会に詳しくお尋ねしたいと思います。大きな枠組みについて何かご意見等を頂戴したいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

点検評価の報告書については、長期的なプランとして数値目標を設定するとありました。それに従ってそれぞれの年度の数値目標は決まっているとなっていますが、その点について今はどのようにお考えでしょうか。

教育長

今は第四次総合計画を教育委員会としても基本の計画と位置付けまして、その項目に合わせた推進プランにさせていただこうと考えております。ただ、総合計画が平成27年度に見直しになるということですので、その時には教育委員会としても必要であれば教育振興基本計画の策定を検討していきたいと思っております。

委員長

他にご質問等がありませんので、(3) 摂津市いじめ防止基本方針(案)について、児童相談課長より説明をお願いします。

児童相談課長

[摂津市いじめ防止基本方針(案)について説明]

委員長

この件につきまして、何かご質問等はございますか。

齊藤委員

いじめ問題対策委員会は附属機関ということですが、常設の委員会となるのでしょうか。

児童相談課長

本市附属機関の条例改正についても市議会にも上程しておりますが、その中にも入れさせていただいております。具体事案が起こった際の調査については地方自治法の規定に基づいて、教育委員会の附属機関が調査を行わなければならないと、国の基本方針にも明

記されておりますので、いじめ問題対策委員会につきましては常設と考えております。

委員長 パブリックコメントをいただくとご説明がありましたが、どのような形でどのような方からいただく予定でしょうか。

児童相談課長 パブリックコメントにつきましては、概要をホームページに掲載させていただきます。あと、公民館でありますとか、市役所1階の情報コーナーに設置する予定ですし、メールやFAXでもご意見がいただけるようなことも考えていきたいと思っております。

委員長 市広報にもパブリックコメントを募集する旨の記載をする予定ですか。

児童相談課長 市広報へも3月1日号に掲載予定でございます。

委員長職務代理者 4ページの③に教育委員会の附属機関として設置するということでしたが、別の資料を見ますといじめ問題対策委員会が専門的知見を教育委員会に与えるといったように表現的な違和感がある箇所がございます。教育委員会が設置するのに教育委員会に指導助言を行うという形になるのでしょうか。このあたりはどのように考えたらいいのでしょうか。

児童相談課長 ご指摘のとおり、意味合いとしては事務局にと言いますか、基本方針に基づいてこういった対策が有効ではないかということ専門家の視点でご意見をいただくとしたこととさせていただきます。ですから教育委員会にということではなく、事務局にという表現にした方がすっきりすると考えます。その辺りの文言についても今後整理してまいりたいと思っております。

齊藤委員 本文では、いじめ問題対策委員会が調査を行なう場合、第三者により構成すると記述されていますが、その概要版においては、いじめ問題対策委員会が教育委員会と同じ枠内に図示されています。しかし、本文の趣旨を考えると枠外がよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

次世代育成部長

もともと附属機関の考え方については、例えば市の附属機関でしたら市の施策を進めるにあたってどのような形で進めるべきかを専門的な見地からご意見を頂戴し、それを踏まえて市として施策を進めていくというものでございます。今回の場合におきましても、教育委員会の附属機関で、教育委員会がいじめ防止やいじめ事案が起こった時の対応を含めてどういう取り組みをしていくかについてご意見をいただき審議をしていただくものでございます。ここはやはり教育委員会事務局と記載するのではなく教育委員会として間違いがないのではないかと考えております。

組織を外出しにするべきなのか等については、その辺りもう少し検討してまいりたいと考えております。

教育長

同じように市議会に上程しております条例で、教育委員会の附属機関として教科書選定委員会も入れております。そちらをイメージしていただくとわかりやすいのではないかと思います。教科書選定委員会も教育委員会が諮問して、委員会で意見をまとめていただいてそれを踏まえて教育委員会で決定いたします。要するに、いただくということを与えるという表現にしておりますが、教育委員会がいじめ問題対策委員会に諮問という言葉を用いるかどうかは別として、専門的な見地からどう考えられるといった結果をいただいて検討していくということです。教育委員会が設置するという意味では枠の中でも良いのではないかと思います。下部組織という意味ではないと考えております。このあたりはもう少し検討させていただきたいと思います。

山手委員

いじめ問題対策委員会は常設というお話がありましたが、資料を見ますと、いじめ事案が発生した時に何か調査を行う場合は別の委員会を立ち上げるように感じたのですがその辺りはどうなっているのでしょうか。

児童相談課長

ここで言う調査というのは何か重大事態が起こった場合に学校または教育委員会が調査をするということで、国の基本方針によりますと教育委員会が調査を行う場合にはこの附属機関を活用して調査を行うということです。その場合には第三者的に中立性・公平性を一定の形で担保する必要があるということが国の基本方針に

も記されております。人選にあたりましてはその辺りを考慮したうえで検討していきたいと考えております。

山手委員

ということは、別の組織になるということですか。

教育長

別の組織というよりは、いじめ問題対策委員会の委員は第三者性を担保するため、いじめ事案の関係者を除外しております。そういった中で対策を協議いただくこととなります。

委員長

今回のいじめ防止基本方針（案）につきましては、次回の教育委員会定例会で議案として提出されると思います。その時に意見や質問を申し上げると少し遅いので、それまでにじっくり内容を確認していき、何か感じることや気づいたことについて意見を申し上げたいと思います。

教育長

本日ご説明いたしました平成26年度摂津市教育推進プランといじめ防止基本方針（案）について、次回の教育委員会定例会までにご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

委員長

他にご意見・ご質問等はありませんか。
特にごございませんので、秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。会議の初めにお諮りしましたとおり、ここでいったん暫時休憩を取りまして秘密会として再開したいと思います。関係者以外の方はこれで終了いたします。それでは暫時休憩とします。

《暫時休憩》

委員長

これより秘密会として再開いたします。それでは、議案第7号から議案第12号までを審議いたします。

【以下、秘密会のため削除】

委員長

これにて秘密会を解きます。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。